

平成 29 年度 赤い羽根共同募金地域配分（B配分）実施要領

I 応募資格

武蔵野市内に所在する地域福祉の推進を目的とする事業を行う各種民間社会福祉施設など（原則として、申請時点において事業開始から 1 年を経過していること）

- 1 児童厚生施設（児童館）
- 2 保育施設（保育室・認証保育所を含む）
- 3 障がい者の就労及び地域生活支援をおこなう施設・団体
- 4 社会福祉関係通知等による施設
- 5 その他（地域福祉の推進を目的とする施設で、地区配分推せん委員会において認められたもの）

※会社法人が経営、学校法人および特殊法人が運営する施設は対象になりません

II 申請対象事業

- 1 備品整備事業（原則として日常的に使用するものであり、消耗品は除く。事務管理用備品は対象外。）
 - (1) 利用者の生活のためのもの ※使用が不確定な備品（防災備品等含む）は除く
 - (2) 利用者が取り組む作業や就業訓練などで使用するもの
 - (3) 地区配分推せん委員会で認めたもの
- 2 小規模修理（原則、賃貸物件に係るものは対象外）
 - (1) 利用者が使用する建物等のトイレ・床・壁・扉等の改修、修理
- 3 研修・訓練・交流事業等(利用者一人につき 1 回、一貫した目的を持った 1 事業)
 - (1) 利用者の日常生活訓練に資するもの（宿泊訓練含む）
 - (2) 利用者の社会生活訓練に資するもの（交流事業含む）
 - (3) 利用者の生活向上のための講座、健康診断など

なお、申請にあたっては、次の事柄もご確認ください。

- 1 地域福祉の向上に資すると判断され、寄付者の信頼に充分に応えられる事業であること
- 2 施設・団体維持のための運営費(家賃、光熱水費、人件費など)ではないこと
- 3 平成 30 年度に購入・実施する事業であること(平成 29 年度中に購入・実施するものは対象となりませんのでご注意ください)
- 4 申請は 1 施設につき、内容などで括ることができる、目的を 1 つとした 1 事業に限ること（例：目的の異なる 2 つ以上の備品整備事業や備品整備と宿泊研修を合わせての申請はできません）
- 5 事務管理用の備品整備は対象外であること
- 6 指定障害福祉サービス事業者の場合、上記 4 における施設の単位は、施設数もしくは東京都における事業所指定書の取得数、いずれか小さい数とすること（例：共同生活援助におけるユニットは、指定番号を受けた 1 つの施設に含めて申請して下さい。）

III 配分申請額

事業内容により 1 施設あたり 30 万円以内（千円単位切り捨て）

- 1 申請事業費の 75%以内とし、施設・団体の自己負担が 25%以上あるものとします。（他助成金、利用者負担金等は除く。）
- 2 地域の募金額や申請状況、審査等により配分決定額が変わる場合があります。

IV 申請書式及び記入要領（記入方法）

申請期間中、武蔵野市民社会福祉協議会窓口で配布、もしくは武蔵野市民社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。

V 添付書類

- 1 備品整備、小規模修理（修理箇所の写真を添付）の場合は見積書（カタログ不可。必ず相見積を取り、定額及び値引き額の記載があること）の写し。（見積記載項目により、対象外とされる項目もあります）やむをえず相見積が取れない場合は、その理由を申請書にご記入ください。

（見積記載項目により対象外とされる項目）

備品更新時の「旧備品等処分費」、内容が不明な「諸経費」、「リサイクル費」等所有者が負担すべきもの

- 2 見積が添付できない事業実施の場合は、施設の責任者名をもって作成した実施計画書（予算を含み、事業の詳細がわかるもの）*書式任意

VI 申請書提出期限

平成 29 年 9 月 29 日（金）17：00 まで（郵送不可）

※事前に電話連絡の上、武蔵野市民社会福祉協議会窓口までご持参ください。申請内容等についてご質問させていただく場合があるため、代理の方による申請はできません。

VII 申請上の注意及び申請書提出先

- 申請書のご提出にあたっては、記入要領及び記入例をご確認のうえ、不備や不足のないようご注意ください。
- 複数の施設を運営する法人で、複数の施設から「地域配分（B配分）」への申請を行う場合は、法人での取りまとめが必要となります。都内各地域で施設を運営している法人は、各市区町村の配分推せん委員会宛に分けてご提出ください。

VIII 配分の決定について

平成 30 年 1 月開催（予定）の配分推せん委員会で推せん決定後、文書を以て通知します。また、武蔵野地区配分推せん委員会により、申請施設に対するヒアリングを実施する場合があります。

IX 配分金交付時期

平成 30 年 6 月頃に送金（予定）

※一法人で複数施設の配分が決定された場合、その全施設分の配分金を合算し、当該法人が管理する口座へお振込します。

X 報告書等について

事業完了後、直ちに用途報告書をご提出いただきます。

※一法人で複数施設の配分が決定された場合、その全施設分の用途報告書を法人にて取りまとめのうえ、ご提出ください。

XI その他

「地域配分（B配分）」と「全都配分（A配分）」は同時に申請することも可能です。



【申し込み・問い合わせ】武蔵野市民社会福祉協議会
住所：吉祥寺北町 1-9-1（1 階）
電話：0422-23-0701 FAX：0422-23-1180
E メール：shimin@shakyou.or.jp
ホームページ：http://www.shakyou.or.jp/